

情報通信行政・郵政行政審議会 電気通信事業部会（第66回）議事概要

1 日 時

平成27年11月10日（火）14時00分～14時59分

2 場 所

総務省 第1特別会議室（8階）

3 出席者

（1）委員（敬称略）

辻 正次（部会長）、酒井 善則（部会長代理）、大谷 和子、関口 博正、
三友 仁志、山下 東子

（以上6名）

（2）総務省

福岡総合通信基盤局長、大橋電気通信事業部長、佐々木総合通信基盤局総務課長、
秋本事業政策課長、飯村事業政策課企画官、堀内事業政策課調査官、竹村料金サ
ービス課長、内藤料金サービス課企画官、吉田データ通信課長、塩崎電気通信技
術システム課長、安藤安全・信頼性対策室長、北神番号企画室長

（3）事務局

東情報流通行政局総務課課長補佐

4 議 題

（1）答申事項

ア 事業用電気通信設備規則の一部改正について【諮問第3075号】

審議の結果、諮問された案のとおり改正を行うことが適当との答申を行った。

【内容】

本年9月8日付けの、「ネットワークのIP化に対応した電気通信設備に係る技
術的条件」のうち「OAB-J IP電話の品質要件等」に関する情報通信審議会からの
一部答申を踏まえ、OAB-J IP電話の品質要件について、所要の規定の整備を行う
もの。

イ 電気通信事業法第109条第1項の規定による交付金の額及び交付方法の認可
並びに同法第110条第2項の規定による負担金の額及び徴収方法の認可（ユニ
バーサルサービス制度に基づく交付金の額及び交付方法の認可並びに負担金の
額及び徴収方法の認可）について【諮問第3076号】

審議の結果、諮問された案のとおり認可を行うことが適当との答申を行った。

【内容】

ユニバーサルサービス制度に基づくNTT東西に対する交付金の額及び交付方法並びに各接続電気通信事業者等の負担金の額及び徴収方法を定めるもの。

(2) 諮問事項

ア 電気通信事業法等の一部を改正する法律（平成27年法律第26号）の施行等に伴う関係省令等の整備について【諮問第3078号】

審議の結果、本件については、本審議会への必要的諮問事項と諮問を要しない事項で構成されており、また、これらは密接不可分であることから、報道発表及び意見招請については、必要的諮問事項の部分も含め、一体として総務省が実施することを決定した。また、接続に係る省令等については接続委員会において調査・検討を行うこととした。

【内容】

本年5月22日に公布された、「電気通信事業法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第26号）の施行等に伴い、必要となる省令等の改正等を行うもの。

本部会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧下さい。

また、総務省において、閲覧及び貸し出しを実施しておりますので、下記までご連絡下さい。

担 当：総務省情報流通行政局総務課審議会係 東・宇佐美

電 話：03-5253-5694

FAX：03-5253-5714

メール：ip-council@soumu.go.jp